

彦根市保健・医療複合施設適正管理計画

平成31年（2019年）3月

彦 根 市

<目 次>

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の対象施設	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の位置づけ	3
第 2 章 保健・医療行政の概要	4
2-1 保健医療圏	4
2-2 保健衛生に関する事業	5
2-3 救急医療に関する事業	6
2-4 医療福祉推進に関する事業	8
2-5 上位計画および関連計画	9
2-6 人口の動向	14
第 3 章 くすのきセンターの現状	15
3-1 設置根拠法令	15
3-2 施設の概要	16
3-3 施設の立地状況	20
3-4 施設の利用状況等	24
3-5 施設の維持管理状況	29
第 4 章 くすのきセンターの今後の方針	33
4-1 施設の評価	33
4-2 適正管理に向けた方針	35
第 5 章 施設の保全計画	36
5-1 施設の保全に関する基本的な考え方	36
5-2 保全計画	37

第 1 章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

昨今、公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっています。本市においても、所有する公共施設のうち、建物の 4 割以上が建築後 30 年以上経過しており、今後一斉に改修や建替えの時期を迎えることとなります。その一方で、人口減少や少子高齢化等により、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されるほか、税収の減少や社会保障関連経費等の増加が見込まれることから、財政状況はますます厳しいものとなることが予想されます。

このような状況の中、本市では、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって、コストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となる計画として、平成 27 年度（2015 年度）に「彦根市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定しました。

総合管理計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めており、個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別計画を策定することとしています。

これらの背景を踏まえ、保健・医療複合施設に係る長寿命化・効率化かつ効果的な運営について、具体的に示した計画となる「保健・医療複合施設適正管理計画」を策定します。

1-2 計画の対象施設

本計画では、保健・医療複合施設（以下「くすのきセンター」という。）を対象とします。

くすのきセンターは本市の保健・医療行政を行う上での中心的な施設であり、「彦根市保健センター」、「彦根休日急病診療所」、「彦根医療福祉推進センター」の役割を担っています。

＜表 計画の対象施設＞

施設	所在地	建築年	構造	敷地面積	延床面積
くすのきセンター (保健・医療複合施設)	彦根市八坂町 1900 番地 4	平成 25 年 (2013 年)	鉄骨造 3 階建	4,102.04 m ²	3,002.4 m ²

施設写真



＜表 くすのきセンターの主な役割と事業内容＞

役割	事業内容
彦根市保健センター	➤ 乳幼児健康診査などの各種健診、健康相談や保健指導の他、地域保健の推進に関する様々な事業を行っています。 ➤ 妊娠期から子育て期までの様々な相談に対して、総合相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設しています。
彦根休日急病診療所 ※愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との共同運営	➤ 日曜日、祝日、年末年始における一次救急医療機関として、主に高度な検査や入院の必要がない患者を対象に診療を行います。 ➤ 湖東圏域における地域医療を支える施設として、周辺の町と連携して運営を行っています。
彦根医療福祉推進センター ※愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との共同運営	➤ 訪問診療（往診）や訪問看護などの在宅医療の推進、訪問介護などの介護（福祉）と医療の連携促進、医療福祉従事者の育成、喀痰吸引器などの医療機器の貸出し、在宅医療や在宅での看取りの啓発を実施しています。

1-3 計画の期間

総合管理計画では、今後 30 年間を見通した中で、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、10 年を単位に計画を策定することとし、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間を計画期間としています。これを踏まえ、本計画においても今後 30 年間を見通しつつ、10 年間の計画期間とします。

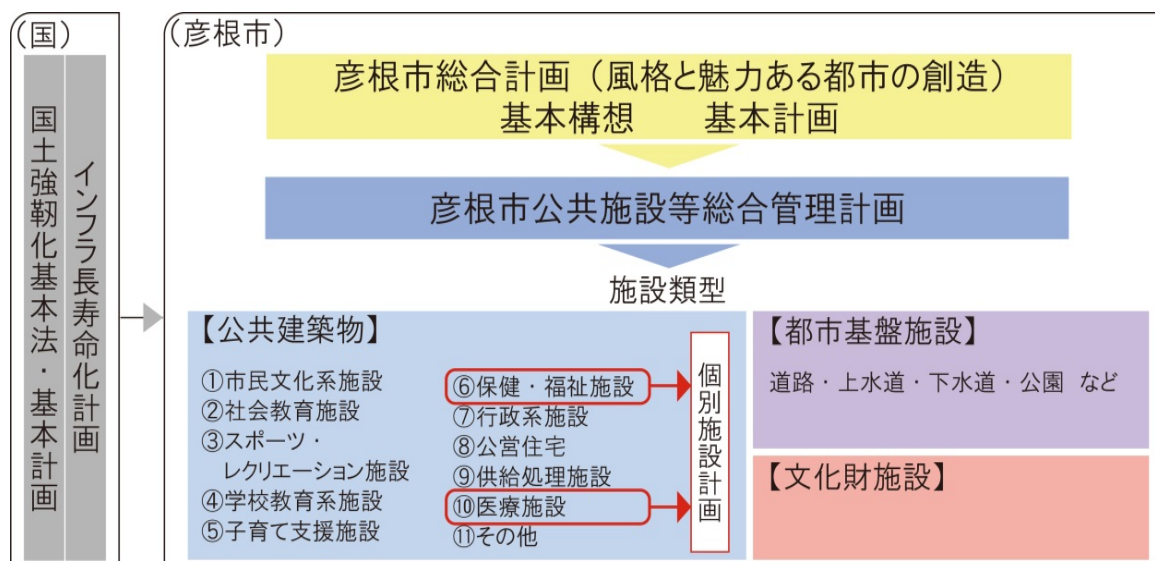
計画期間	平成 31 年度（2019 年度）～平成 40 年度（2028 年度）の 10 年間
------	--

1-4 計画の位置づけ

本計画は、公共施設等総合管理計画に基づいて施設類型ごとに策定する個別施設計画の一つとなります。個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に示す施設類型ごとの基本方針を踏まえ、施設ごとに今後の老朽化対策や効率的・効果的な維持管理等の取組について示す計画です。

くすのきセンターは複合施設であることから、公共施設等総合管理計画の施設類型においては、「⑥保健・福祉施設」と「⑩医療施設」にまたがって基本方針を掲載しており、施設の長寿命化、安全かつ効率的な施設維持管理などの方向性を示しています。

<図 計画の位置付け>



第2章 保健・医療行政の概要

2-1 保健医療圏

保健・医療に関するサービスには、日常生活に密接に関わる頻度の高いものから、高度で特殊な医療まで様々な段階があります。そこで、これらの多様なニーズに対して適切なサービスを提供するため、保健・医療に関係する機関の適正配置と施策の効果的な展開を図るべき地域単位として、「保健医療圏」が設定されています。

保健医療圏は、各市町の行政区域を単位とする「一次保健医療圏」、県内を7つに区分した「二次保健医療圏」、滋賀県全域を対象とする「三次保健医療圏」に区分されており、彦根市は周辺4町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）とともに、二次保健医療圏である「湖東保健医療圏」を構成しています。

くすのきセンターが担う3つの役割のうち、彦根市保健センターは一次保健医療圏、彦根休日急病診療所と彦根医療福祉推進センターについては二次保健医療圏のサービスに該当します。

＜表 保健医療圏の区分＞

一次保健医療圏	地域住民の日常的な傷病の診断・治療および疾病の予防や健康管理等、身近で頻度の高い医療福祉サービスに対応するための圏域であり、市町の行政区域とする。
二次保健医療圏	入院治療が必要な一般的な医療需要（高度・特殊な医療サービスを除く。）に対応するための圏域であり、医療法に規定する区域として一般病床および療養病床に係る基準病床数はこの圏域ごとに定める。また、関係機関の機能分化と連携による医療福祉提供体制についても、この圏域を基本として推進する。
三次保健医療圏	医療法の規定に基づく区域で、先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするなど、高度で専門的な医療需要に対応するための圏域であり、滋賀県全域とする。

資料：滋賀県保健医療計画

＜表 二次保健医療圏の概要＞

圏域名	構成市町数	構成市町名
大津保健医療圏	1	大津市
湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市
東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市
湖西保健医療圏	1	高島市

資料：滋賀県保健医療計画

2-2 保健衛生に関する事業

主に彦根市保健センターが担う保健衛生関連の事業としては、母子保健、成人保健、予防接種等の感染症対策、「ひこね元気計画 21」に基づく健康づくりなどがあります。

母子保健には、乳幼児健康診査や育児に関する各種相談などの事業があり、くすのきセンターを中心として実施しています。成人保健には健康づくりに関する各種相談、健康診査、がん検診があり、くすのきセンターのほか、各地域や医療機関などで実施しています。予防接種については指定医療機関で行っています。

＜表 母子保健・成人保健に関する主な事業／平成 29 年度(2017 年度)実績＞

■母子保健の主な事業

事業	実施頻度・回数	実施場所
乳幼児健康診査（4 か月児）	月 2 回	くすのきセンター
乳幼児健康診査（10 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（1 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（2 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
乳幼児健康診査（3 歳 6 か月児）	月 2 回	〃
のびのび相談	月 1 回	〃
お誕生相談	月 1 回	〃
精神発達相談	年 307 回	〃
ぴよぴよサロン	年 12 回	〃
ブレママの歯科相談	年 4 回	〃
パパママ学級	年 9 回	〃
子育て教室	年 10 回	〃
親子グループミーティング事業	2 クール	〃
離乳食教室	年 12 回	〃
子育て世代包括支援センター	相談などを随時実施	〃
乳幼児個別相談	月 2 回	〃

■成人保健の主な事業

事業	実施頻度・回数	実施場所
禁煙相談	月 1 回	くすのきセンター
栄養相談	月 1～2 回	〃
骨粗しょう症検診	年 6 回	〃
胃がん検診（集団）	年 19 回	くすのきセンター他
肺がん検診（集団）	年 52 回	〃
子宮頸がん検診（集団）	年 14 回	〃
乳がん検診（集団）	年 14 回	〃
大腸がん検診（集団）	年 23 回	〃

2-3 救急医療に関する事業

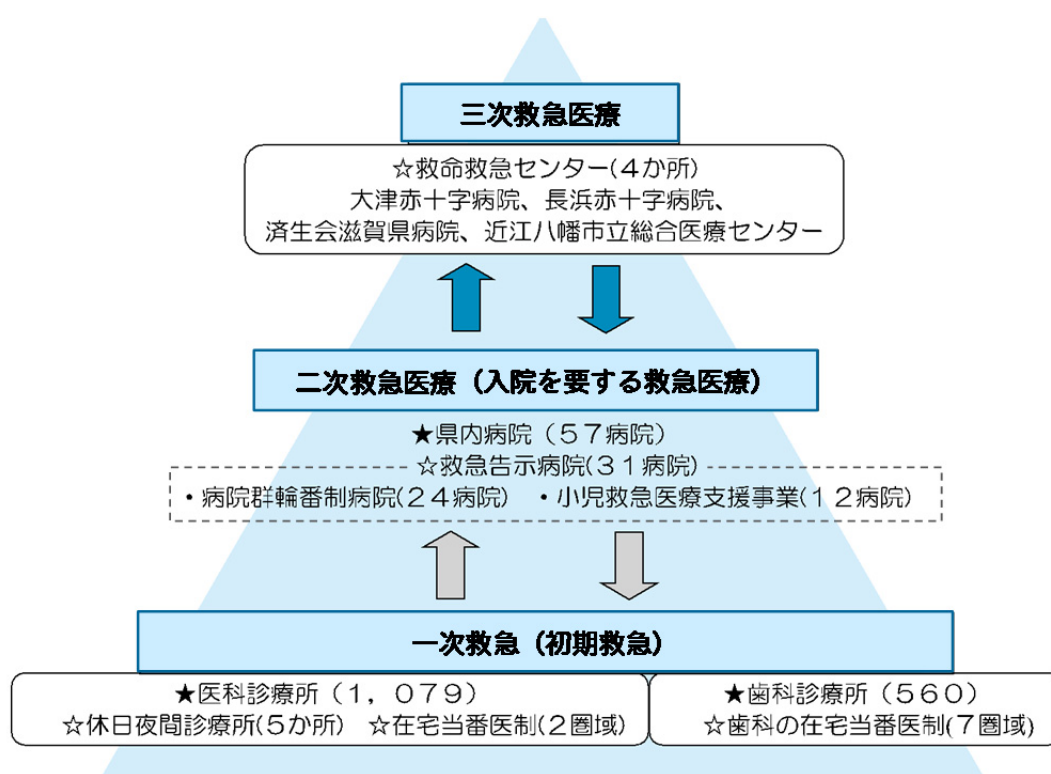
(1) 救急医療の概要

救急医療の体制は、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療の各段階で構成されており、くすのきセンターで開設している彦根休日急病診療所は初期救急医療に該当します。

また、初期救急医療の体制には、地域の開業医師が当番制で休日や夜間に自院で診療を行う「在宅医当番制」と、休日および休日夜間に比較的軽症の救急患者を受け入れている「休日急患診療所」があります。彦根休日急病診療所は休日急患診療所として、休日の昼間に診療にあたります。

なお、湖東保健医療圏では愛荘町に在宅当番医制があり、日曜日の診療を当番制で受け付けています。

<図 救急医療体制>



資料：滋賀県保健医療計画

<表 県内の休日急患診療所／平成30年(2018年)4月1日現在>

圏域名	診療所	診療時間
湖南	湖南広域休日急病診療所	休日 10時～22時
東近江	近江八幡休日急患診療所	土曜 15時～20時 休日 10時～20時
	東近江休日急患診療所	休日 10時～20時
湖東	彦根休日急病診療所	休日 10時～19時
湖北	長浜米原休日急患診療所	休日 9時～18時

(2) 彦根休日急病診療所の概要

彦根休日急病診療所は、くすのきセンター1 階において、日曜日・祝日・年末年始に内科・小児科の診療を実施しており、医師 2 名、薬剤師 2～3 名、看護師 2～3 名、事務員 3～4 名のスタッフで対応しています。診療業務は彦根医師会に、薬剤業務は彦根薬剤師会に、それぞれ委託しており、運営にあたっては運営委員会を設置し、円滑な運営を図っています。

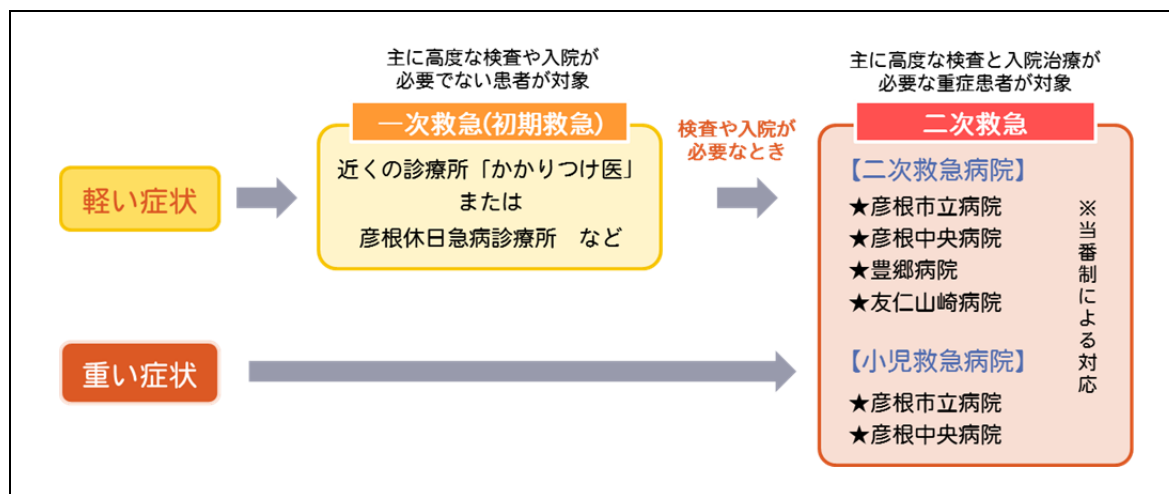
なお、土曜日と日曜日については、彦根中央病院においても通常の診療を行っています。

また、高度な検査や入院治療が必要な重症患者など、休日急病診療所で診療できない場合は、彦根市立病院等の二次救急病院に転送しています。二次救急病院は、管内 4 力所の病院の当番制により対応しています。

<表 日曜・祝日における医療体制／平成 29 年度(2017 年度)>

施設	診療時間帯	
	日曜日	祝日・年末年始
彦根休日急病診療所 (くすのきセンター1 階)	10:00～19:00	10:00～19:00
彦根中央病院 (彦根市西今町 421)	8:30～11:30 13:00～15:00	—

<図 一次・二次救急の役割分担>



2-4 医療福祉推進に関する事業

医療福祉推進に関する事業として、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の推進や、訪問介護などの介護（福祉）と医療の連携促進に関する取組を実施しています。事業のうち、くすのきセンターに関連のあるものを以下に示します。

＜表 医療福祉推進に関する主な事業／平成 29 年度(2017 年度)実績＞

■地域包括支援センター運営事業（地域ケア会議推進事業）

事業	回数	実施場所
彦根市地域ケア推進会議	2 回	くすのきセンター
地域包括支援センター単位地域ケア会議	5 回	//
定期個別地域ケア会議	59 回	//
随時個別地域ケア会議	42 回	//
ケアマネジメント力向上のための地域ケア会議	10 回	//

■在宅医療福祉推進事業（湖東定住自立圏事業）

事業	回数	備考
彦根医療福祉推進センター運営協議会	1 回	彦根医療福祉推進センターの運営に関する事項について
在宅医療福祉仕合わせ検討会	4 回	在宅医療や多職種連携に関する課題解決に向けて
くすのきホームケアドクター交流会	2 回	在宅医療や多職種連携に関する情報共有・課題について
井戸端会議	1 回	医療・福祉の専門職団体内における多職種連携に関する課題共有等
ことう地域チームケア研究会	6 回	延参加者数 444 人
在宅医療・介護連携推進フォーラム	1 回	延参加者数 158 人
湖東地域リハビリ推進センター	—	在宅療養者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士により、在宅療養支援者へのアドバイスの他、病院と在宅の連携促進、市町の介護予防施策等に対する支援を実施

2-5 上位計画および関連計画

(1) 彦根市総合計画

本市の最上位計画である彦根市総合計画（後期基本計画）では、保健・医療の充実に関する施策として、母子保健の充実、地域医療体制の確立、救急医療体制の確保といった方針を示しています。地域医療体制の確立については、くすのきセンターを拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図るとしています。

彦根市総合計画（後期基本計画）

（第3章 人権・福祉・安全 3-4 支え合い社会の推進）

【3-4-3 高齢者支援の推進】

2. 介護予防等の推進（医療福祉推進課）

（1）介護予防の推進

- 国が進める介護保険制度の中で、介護が必要となることを防止し、介護が必要となった場合においても状態が悪化しないようにするとともに、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

（2）認知症対策の推進

- 地域社会の認知症に対する正しい理解を高めるために認知症サポーターを養成するとともに、認知症の予防、重度化の防止、適切な介護および介護者など周囲への助言等の支援を行います。

【3-4-5 医療保険事業の充実】

1. 保健事業の推進（保険年金課・健康推進課）

- 健康・医療情報の分析に基づく、PDCA マネジメントサイクルに沿った保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成し効果的・効率的な事業実施に努めます。
- 国民健康保険被保険者等の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携を図りながら特定健診や病気の早期発見のための取組を推進するとともに、特定保健指導や適正受診等の指導に努めます。

【3-5-2 地域医療体制の整備充実】

1. 地域医療体制の確立（健康推進課、医療福祉推進課）

- 湖東医療圏域内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病病連携等協力体制の確立を図ります。
- 在宅療養者やその家族が望む形での支援ができるよう、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図ります。

2. 市立病院の機能充実（市立病院）

- 彦根市立病院が湖東保健医療圏の中心的役割を果たすことができるよう、医師・助産師等の人材確保とともに施設設備や医療機器の整備を図り、診療体制の充実・強化に努めます。
- 急性期病院としての特色が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション等との連携を進めます。
- 持続可能な病院経営を推進するため、「彦根市立病院新改革プラン」の実践に努めます。

3. 救急医療体制の確保（健康推進課）

- 休日・夜間における急病患者の不安を解消し、安全、安心で良質な医療を提供できるよう、初期救急医療および二次救急医療体制を確保します。

【3-5-1 健康づくりの推進】

1. 母子保健の充実（健康推進課）

- 健やかな妊娠生活を送り、安心して出産ができるよう周産期の支援を図ります。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見、育児不安の軽減等、安心して子育てができるよう母子の健康づくりの支援に努めます。
- 心身の発達につまづきのある子どもに対して、各々の発達に応じた育児支援に努めます。

2. 健康づくりの推進（健康推進課）

- 市民、事業者、民間団体、行政が協働のもと、市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりを推進します。
- 家庭、地域、教育関係者、生産者や事業所等の協働により、市民の食に対する意識の向上を図り、食を通じた健康づくりを推進します。

3. 疾病予防の対策の推進（健康推進課、保険年金課）

- 生活習慣病予防を目的に特定健康診査等を実施し、疾病の早期発見、早期治療および生活習慣の改善に努めます。
- 国・県の指針に基づき、市が実施するがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見、早期治療に努めます。
- 国の定める感染症の発病や重症化の予防、まん延防止を目的に、予防接種を実施し、接種率の向上に努めます。

【3-5-2 地域医療体制の整備充実】

1. 地域医療体制の確立（健康推進課、医療福祉推進課）

- 湖東医療圏域内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病病連携等協力体制の確立を図ります。
- 在宅療養者やその家族が望む形での支援ができるよう、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図ります。

2. 市立病院の機能充実（市立病院）

- 彦根市立病院が湖東保健医療圏の中心的役割を果たすことができるよう、医師・助産師等の人材確保とともに施設設備や医療機器の整備を図り、診療体制の充実・強化に努めます。
- 急性期病院としての特色が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション等との連携を進めます。
- 持続可能な病院経営を推進するため、「彦根市立病院新改革プラン」の実践に努めます。

3. 救急医療体制の確保（健康推進課）

- 休日・夜間における急病患者的の不安を解消し、安全、安心で良質な医療を提供できるよう、初期救急医療および二次救急医療体制を確保します。

(2) 彦根市公共施設等総合管理計画

彦根市公共施設等総合管理計画では、「安全・安心な施設の維持管理」、「長寿命化の推進」、「管理運営の最適化」を基本目標としています。また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、計画的な修繕・改修による長寿命化、安全かつ効率的な施設維持管理などを方針として示しています。

彦根市公共施設等総合管理計画

(第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方)

【基本理念】安全・安心な公共施設マネジメントの確立

〈基本目標1〉安全・安心な施設の維持管理

定期的に公共施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・修繕・更新および耐震化を進め、市民の安全確保を図るとともに、誰もが安心して利用できる施設となるよう努めます。

〈基本目標2〉長寿命化の推進

事後保全から予防保全への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、保全費用の平準化を図ります。

〈基本目標3〉管理運営の最適化

市民サービスに資する機能を確保しつつ、施設の新規整備をできる限り抑え、統廃合を進めます。さらに、管理運営方法を見直し、総量、質、コストの最適化を図ります。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

⑥ 保健・福祉施設

- 保健・福祉施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努めます。
- 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

⑩ 医療施設

- 医療施設については、今後も、安全性、信頼性の高い良質な医療を提供していくため、安全かつ効率的な施設維持管理に努めます。

(3) 第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、在宅医療福祉の推進に関する取組を示しており、その一つとして、くすのきセンターを活動拠点とした、在宅医療福祉を担う専門職等の連携の推進を挙げています。

第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

5 安心して暮らせる地域包括ケア体制の強化 (2) 在宅医療福祉の推進

事業・取組	今後の計画	主担当
ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進	在宅医療福祉の拠点施設であるくすのきセンターを活動拠点として、ことう地域チームケア研究会等を通じて、在宅医療福祉を担う専門職等を対象に、顔の見える関係づくりの構築・互いの職種の理解に基づいた、多職種連携の強化を目的とした研修会等の開催を継続します。	医療福祉推進課
在宅医療福祉体制の整備	関係団体と協議を行い、在宅医療福祉を推進する上での課題を整理します。課題を解決するための仕組みづくりを進めることで、高齢者の在宅療養を支援する体制の整備に努めます。	医療福祉推進課
在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発	在宅医療福祉や住み慣れた場所での看取りについての周知を図るため、地域での出前講座やフォーラム等を開催します。	医療福祉推進課
在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	関係市町と協力し、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会や介護保険事業者協議会などの関係団体との情報の共有を図るとともに、医療福祉の課題解決に向け、検討、協議します。	医療福祉推進課

(4) 滋賀県地域医療構想（湖東区域）

滋賀県地域医療構想（湖東区域）では、在宅医療・介護の連携拠点としてくすのきセンターを位置づけており、在宅医療や介護の関係者・機関が連携する場としての役割が期待されています。

滋賀県地域医療構想（湖東区域）

【(2) 地域包括ケアシステムの充実】

平成37年(2025年)に向けて高齢者の増加が進む湖東区域において、増大する在宅医療・介護ニーズに対応できる地域包括ケアシステムの構築を進め、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるまちづくりを目指します。また、健康づくり、介護予防の取組を推進し、健康でいきいきと生活できるまちづくりを目指します。

【主な施策例】

- 在宅医療・介護連携拠点「くすのきセンター」を中心とした多職種連携の仕組みづくりの強化
 - ・多職種の“顔も見える関係”から“手をつなぎあえる関係”づくりの促進
 - ・在宅医療と介護の関係者・機関がその推進に向けての課題を共有し、解決策を検討する場の定例開催
 - ・地域の関係者の質の向上を目指した事例検討や研修会の開催
 - ・病院のスタッフが、在宅医療や介護に関心を持ち、連携促進できるための出前講座等の開催
 - ・各職種・団体の取組の促進

(5) 湖東定住自立圏共生ビジョン

湖東定住自立圏共生ビジョンでは、湖東圏域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）が連携して取り組む施策分野や具体的な事業を示しており、くすのきセンターの管理運営事業も位置づけられています。

湖東定住自立圏共生ビジョン

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 > ア 医療

湖東圏域における周産期体制の確立や救急医療体制の強化等を中心として圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内各医療機関相互の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化を促進する。

【形成協定】

- a 急性期から回復期、維持期、在宅療養等への切れ目のない医療を適切かつ効率的に提供できるよう、圏域内各病院や診療所の役割分担をより明確にし、医療機関相互の連携強化を図る。
- b 第二次救急医療、小児救急医療等について、輪番制による病病連携により、救急車の受入れを断らない救急医療体制を確立する。
- c 周産期医療の充実を図る。
- d 画像情報等の診療情報を医療機関の間で送受信し、診療に活用できるシステムを構築する。
- e 圏域内の医療関係者が情報を共有するとともに、役割分担および連携を図る。
- f 第一次救急医療体制を担う休日急病診療所の充実を図る。
- g 訪問看護ステーションの充実を図る。
- h 要医療・要介護者等の身体機能の維持・回復による自立に向けた、リハビリテーション広域支援機能の充実を図る。

【保健・医療複合施設（くすのきセンター）管理運営事業】

① 保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営

圏域内の医療や保健・福祉等の関係者が情報を共有し、各医療機関等の役割分担と連携を図るため、保健・医療複合施設「くすのきセンター」を管理運営する。

② 医療福祉推進センターの運営

在宅医療を推進するための多職種連携の拠点施設として、医療機器の貸出し、在宅医療福祉職の人材育成・連携強化、訪問看護の充実、在宅リハビリテーション等の事業を行う。

③ 休日急病診療所の運営

医師会・薬剤師会の参画を得て、彦根休日急病診療所運営委員会を設置し、日曜日・祝日・年末年始の診療等を行う。

【病院群輪番制・小児救急医療体制・在宅当番制歯科診療】

病院群輪番制について、圏域内の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う。

小児救急医療について、圏域内の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜夜間の診療等を行う。

在宅当番制歯科診療について、歯科医師会の協力を得て、在宅輪番制で年末年始期間の診療を行う。

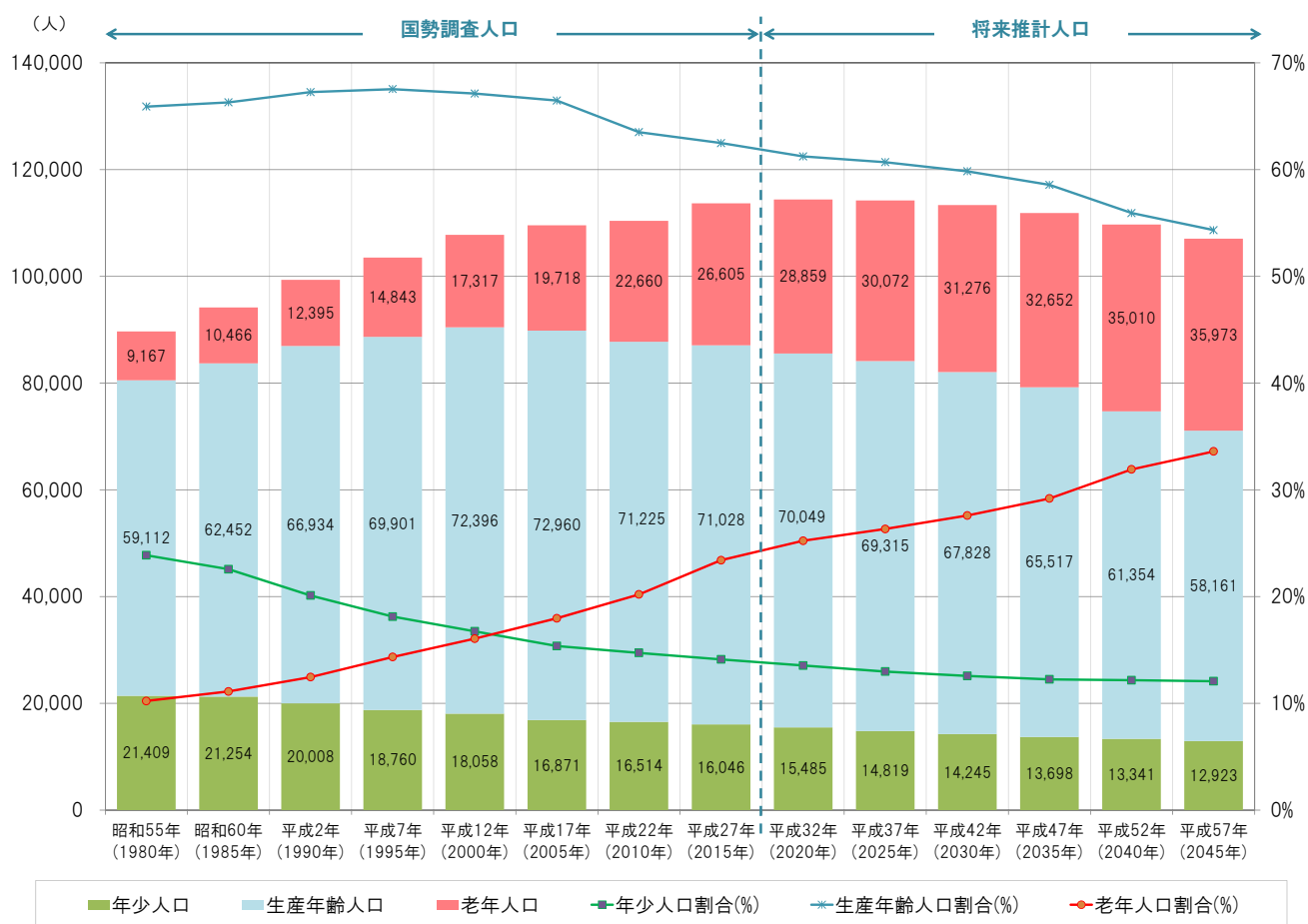
2-6 人口の動向

本市の人口はこれまで増加傾向が続いてきましたが、将来推計人口では、今後減少が予想されています。

年齢層別に見ると、14 歳未満の年少人口は減少が続いているほか、15-64 歳の生産年齢人口は近年横ばいから減少に転じており、65 歳以上の老年人口のみが増加している状況にあります。

老年人口は今後さらに増加することが予想され、平成 47 年（2035 年）頃には総人口の約 30% の水準となることが見込まれています。

<図 人口の推移と将来見通し>



資料：2015 年までは国勢調査実績値、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

第3章 くすのきセンターの現状

3-1 設置根拠法令

くすのきセンターの設置運営に関する法令として、本市が定める「彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例（平成25年(2013年)9月20日条例第38号）」があります。

また、「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）」では、市町村保健センターの設置について定めており、「市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする」と規定されています。

＜彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例（※抜粋）＞

第1章 総則

第1条 医療と福祉との一体的かつ有機的な連携により、地域住民の健康の保持および増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる社会の実現に資するため、彦根市保健・医療複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。

第3条 複合施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 彦根医療福祉推進センター
- (2) 彦根休日急病診療所
- (3) 彦根市保健センター

第2章 彦根医療福祉推進センター

第4条 彦根医療福祉推進センター(以下「推進センター」という。)は、医療と福祉とが一体となって生活を支える医療福祉を推進することを目的とする。

第5条 推進センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療福祉の関係機関および医療福祉に従事する者(以下「医療福祉従事者」という。)の連携体制の構築に関すること。
- (2) 医療福祉従事者の資質の向上および人材の育成に関すること。
- (3) 在宅医療および在宅看取りに係る知識の普及および啓発に関すること。
- (4) 医療福祉の資源の整備および充実に関すること。
- (5) その他医療福祉の推進に関すること。

第3章 彦根休日急病診療所

第7条 彦根休日急病診療所(以下「診療所」という。)は、休日における急病患者に対し応急的な診療を行うことを目的とする。

第4章 彦根市保健センター

第15条 彦根市保健センターは、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。

3-2 施設の概要

(1) 施設概要

くすのきセンターの施設概要を以下に示します。

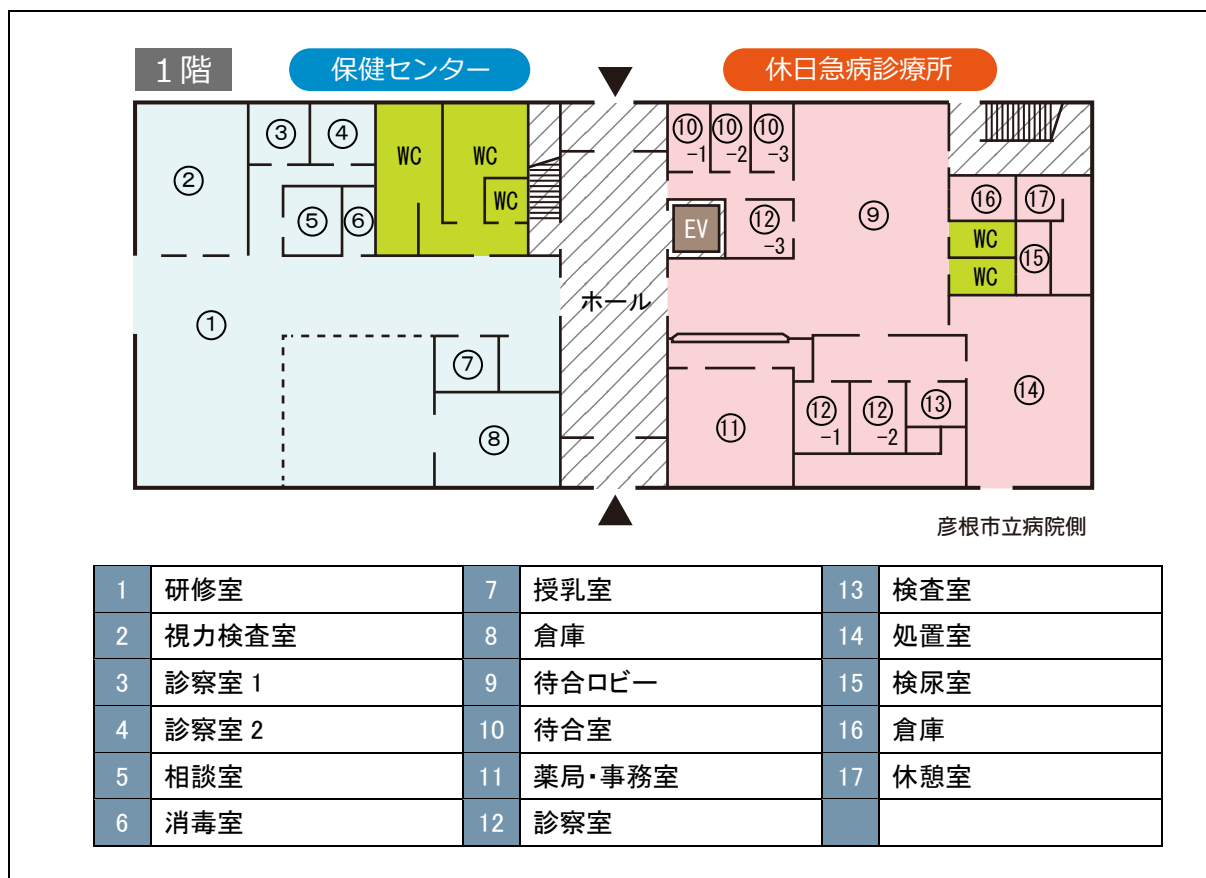
＜表 くすのきセンター施設概要＞

建設年月	平成 25 年（2013 年）12 月 ※供用開始は平成 26 年（2014 年）1 月	
面積	敷地面積：4,102.04 m ² 延床面積：3,002.4 m ²	
建物構造	鉄骨造 3 階建て	
駐車場台数	58 台（うち身障者用 3 台、関係車両用 5 台）	
土地所有	市有地（彦根市立病院からの借地：平成 44 年(2032 年)3 月 31 日まで）	
運営形態	市直営	
運営時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※彦根休日急病診療所は午前 10 時～午後 6 時	
施設構成	1 階	- 彦根市保健センター（477.96 m²） - 彦根休日急病診療所（408.96 m²）
	2 階	- 健康推進課事務室（182.5 m²） - 医療福祉推進課事務室（52.79 m²）
	3 階	- 彦根医師会（122.08 m²） - 彦根歯科医師会（48 m²） - 彦根薬剤師会（48 m²） - 滋賀県ナースセンター彦根サテライト（看護協会第 5 地区支部）（24 m²） - 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会（24 m²） - 会議室 1（122.4 m²）／会議室 2（80 m²）／研修室（54 m²）

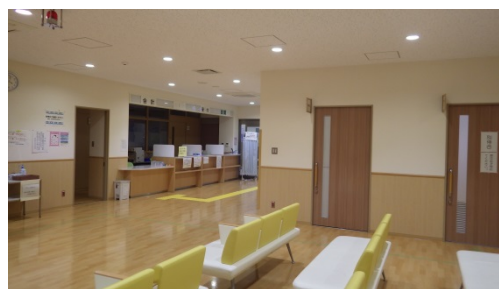
(2) 施設構成（1 階）

1 階はエントランスホールを中心に、保健センターと休日急病診療所に分かれた形式となっており、それぞれの利用用途に応じた部屋構成となっています。

＜図 くすのきセンター 1 階フロア平面図＞



【保健センター内部】



【休日急病診療所・待合スペース】



【保健センター内部】

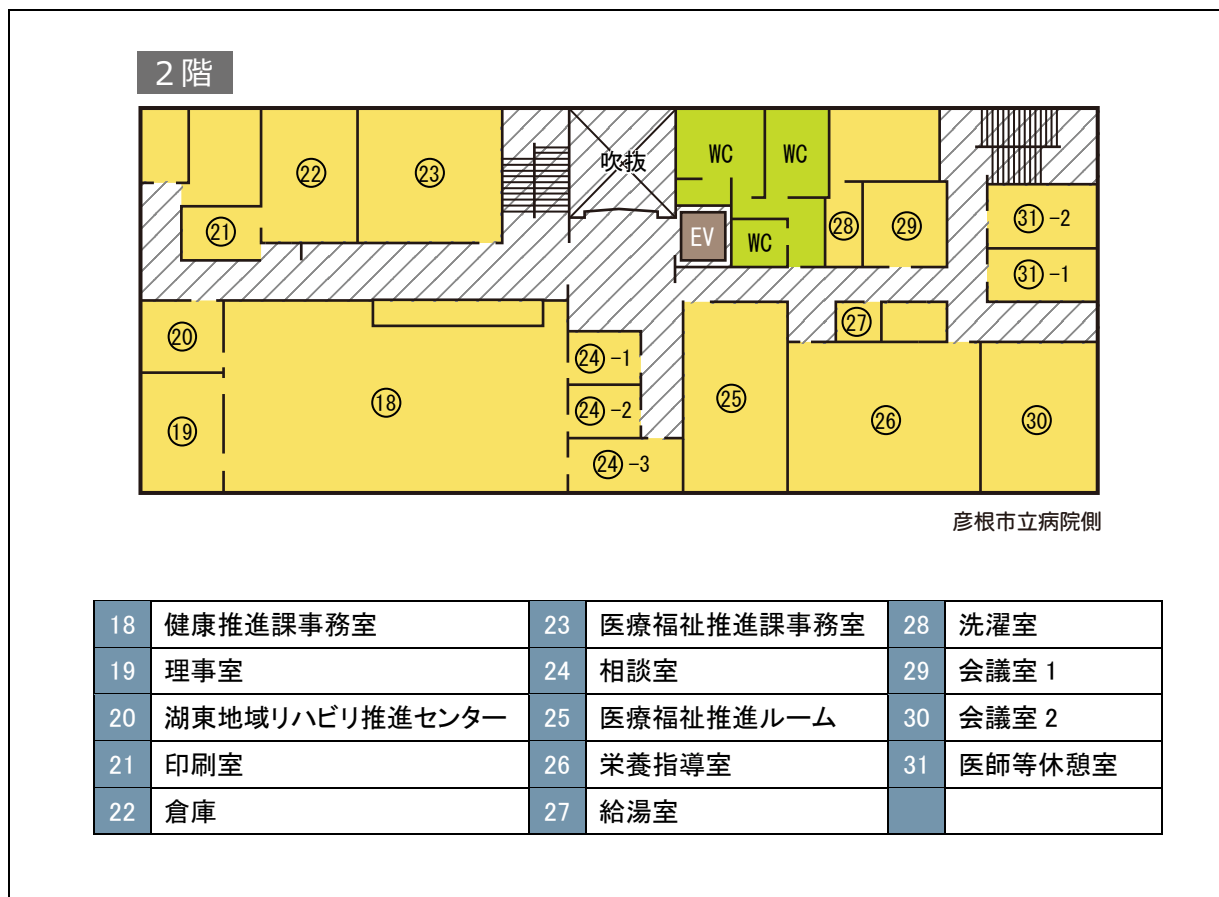


【休日急病診療所・処置室】

(3) 施設構成（2 階）

2 階は健康推進課と医療福祉推進課の事務室のほか、医療福祉推進ルーム、相談室、栄養指導室、会議室などとなっています。

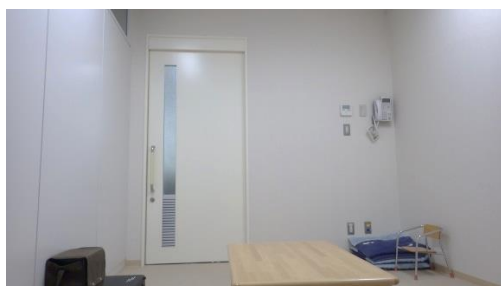
＜図 くすのきセンター 2 階フロア平面図＞



【健康推進課事務室】



【医療福祉推進ルーム】



【相談室】



【栄養指導室】

(4) 施設構成 (3 階)

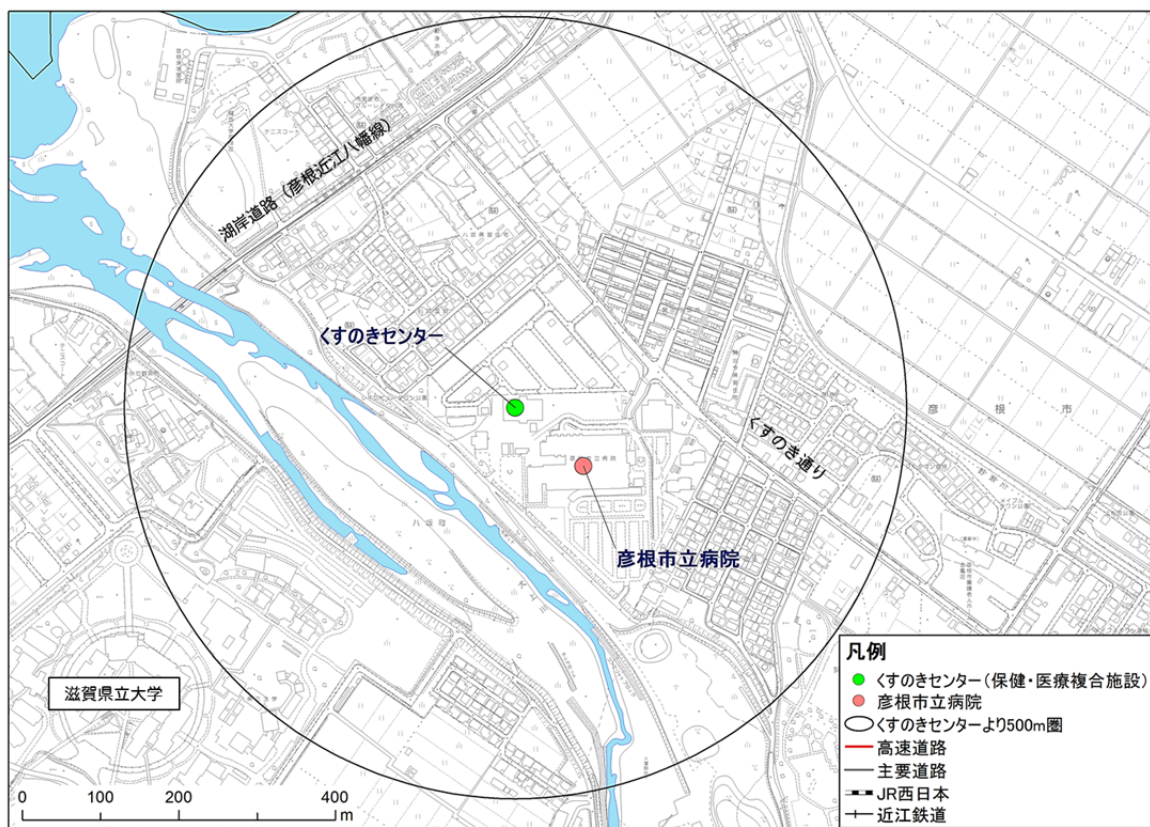
3 階は会議室のほか、関係団体の事務室などとなっています。

＜図 くすのきセンター 3 階フロア平面図＞



(1) 施設位置および周辺状況

＜図 くすのきセンターの位置および周辺状況＞

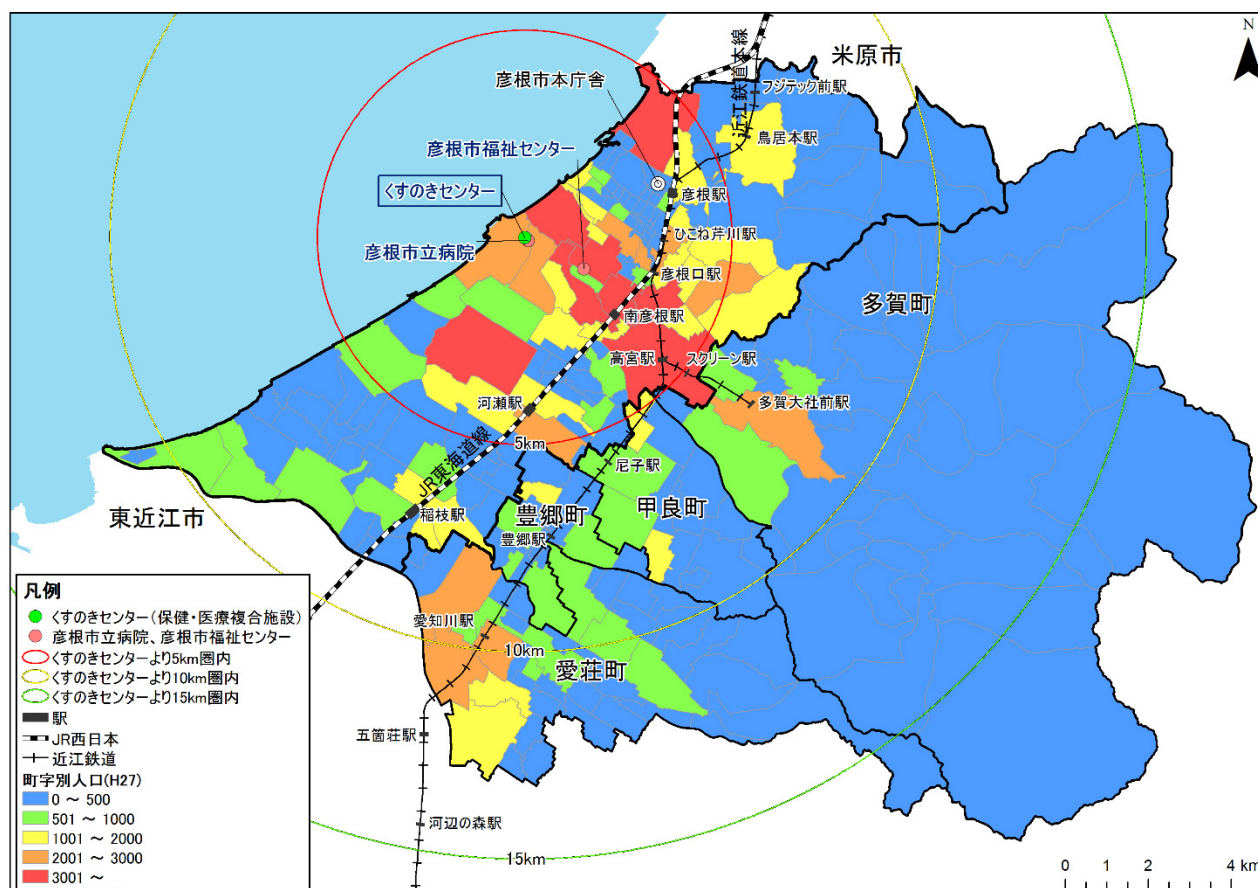


(2) 人口集積状況

本市の人口集積地の大半はくすのきセンターより 5km 圏内に含まれています。稲枝地区や鳥居本地区については、くすのきセンターより 5km から 10km 圏内となっています。

また、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町を含めた湖東圏域全体で見ると、周辺各町の人口集積地の多くは、くすのきセンターより 10km から 15km 圏内に含まれています。

＜図 湖東圏域の各市町における町字別人口／平成 27 年（2015 年）国勢調査＞



資料：国勢調査

くすのきセンターは市域の湖岸側に位置しています。本市の湖岸側の地域一帯は、豪雨時の浸水が想定されており、くすのきセンター周辺は浸水想定区域に含まれます。

また、くすのきセンターは本市の指定緊急避難場所や指定避難所には指定されていませんが、「彦根市地域防災計画」において、「厚生労働省の調整による保健師等災害時危機管理支援チームほか保健医療チームの集結地」に指定されています。

[illegible]

22

南彦根駅から、市立病院、滋賀県立大学方面に路線バス（湖国バス・近江バス）が運行されており、くすのきセンターは最寄バス停から徒歩 3 分の位置にあります。

彦根市

多賀町

甲良町

豊郷町

愛荘町

東近江市

米原市

近江鉄道本線

彦根市本庁舎

彦根市福祉センター

くすのきセンター

彦根市立病院

彦根市近江人権センター

彦根駅

ひこね荒川駅

南彦根駅

彦根口駅

高宮駅

スクリーン駅

河瀬駅

稲枝駅

大津能登川長浜線

JR東海道線

国道16号

フジテック前駅

鳥居本駅

0 0.5 1 2 3 km

N

凡例

- くすのきセンター(保健・医療複合施設)
- 彦根市立病院、彦根市福祉センター
- 高速道路
- 主要道路
- 駅
- 鉄道駅からの徒歩圏(800m)
- バス停からの徒歩圏(300m)
- JR西日本
- 近江鉄道

23

3-4 施設の利用状況等

(1) がん検診受診者数の状況

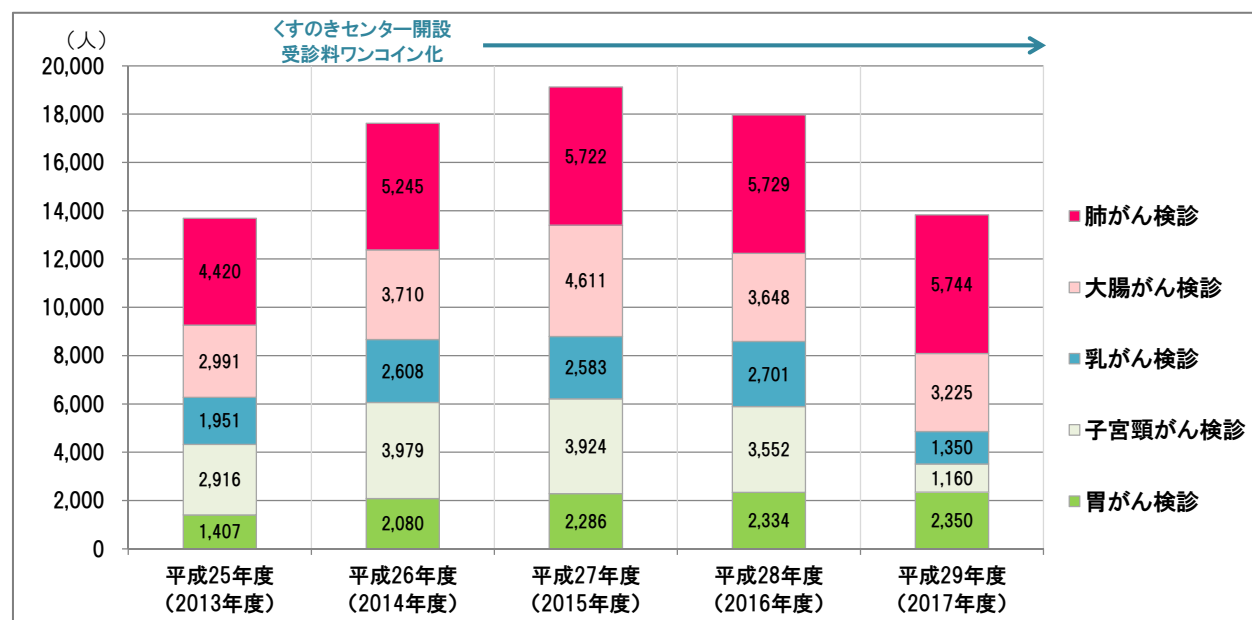
本市では成人保健事業の一つとして、がん検診（胃がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、肺がん）を行っており、くすのきセンターでも定期的の実施しています。

近年の受診者数は、市全体で見ると年間 1 万 8 千人程度となっており、受診料をワンコイン（500 円）に改定した平成 26 年度（2014 年度）以降に増加が見られましたが、平成 29 年度（2017 年度）は約 1 万 4 千人に減少しています。

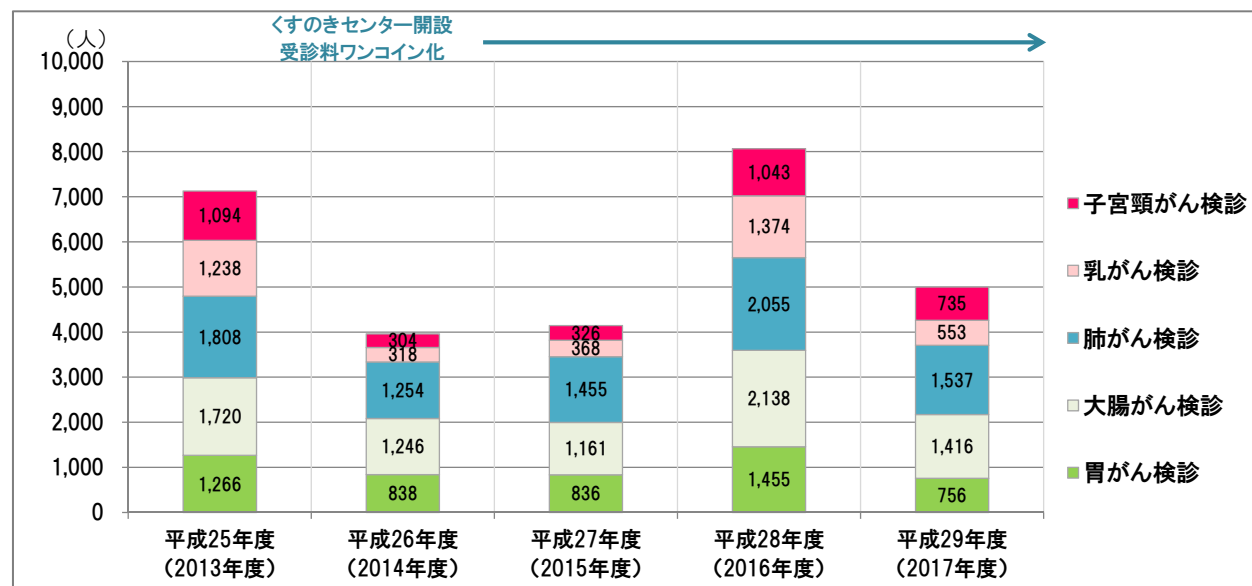
くすのきセンターでの受診者数は年間約 4 千人から約 8 千人となっており、年によって変動が見られます。

＜図 がん検診受診者数の推移／平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度）＞

■市全体での受診者数



■くすのきセンターにおける受診者数



資料：健康推進課

(2) 健康相談の実施状況

くすのきセンターでは成人保健事業の一つとして総合健康相談を実施しており、管理栄養士・保健師等による疾病予防、生活習慣病予防等の相談を、電話や来所により受けることができるほか、健診結果の個別相談も実施しています。

また、このほかに病態別栄養相談や、禁煙相談を実施しています。

＜表 健康相談の実施状況／平成 26 年度(2014 年度)～平成 29 年度(2017 年度)＞

■総合健康相談

	平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
くすのきセンター(電話・来所)	21	21	35	35	43	43	44	44
健診結果個別相談	150	1,334	119	956	168	910	240	684

■重点健康相談

	平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
病態別栄養相談	49	71	37	56	63	148	73	132

■禁煙相談(件数)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
禁煙相談	11	13	11	6

資料：健康推進課

(3) 乳幼児健康診査等の受診状況

母子保健に関する主要事業である乳幼児健康診査は、くすのきセンターを会場として定期的に実施しており、年間 5 千人程度の受診者数となっています。また、乳幼児健康診査の他には乳幼児個別相談を実施しているほか、離乳食教室も実施しています。

＜表 乳幼児健康診査の受診状況／平成 24 年度(2012 年度)～平成 29 年度(2017 年度)＞

	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
乳幼児健康診査	5,283	5,194	5,209	5,020	4,989	4,890

＜表 乳幼児個別相談等の受診状況／平成 26 年度(2014 年度)～平成 29 年度(2017 年度)＞

	平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
乳幼児個別相談	447	185	499	183	456	211	514	183
離乳食教室	222	221	204	203	215	215	215	215

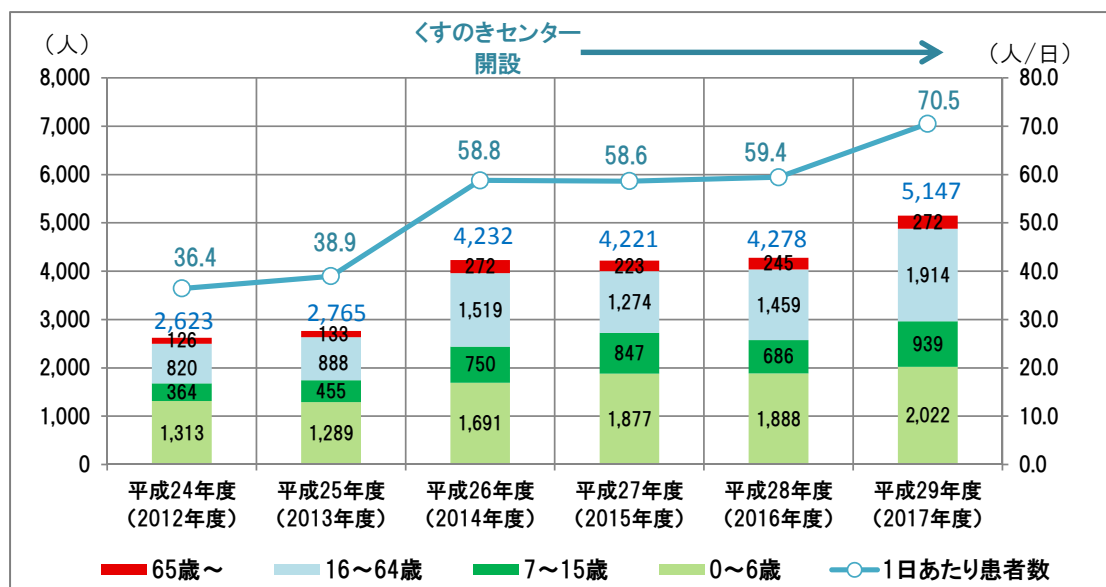
資料：健康推進課

(4) 彦根休日急病診療所の利用状況

休日急病診療所の受診者数は、福祉センター（平田町）で実施していた平成 25 年度（2013 年度）までは、1 日あたり 40 人程度となっていました。くすのきセンターへの移転開設後は 1 日あたり 60 人～70 人と大きく増加しており、一次救急医療において、彦根市立病院などの医療機関との適正な役割分担が図られるようになっていきます。

受診の内訳をみると、診療科目では小児科やその他科目の受診者数が多く、時間帯では午前中の受診が多く見られます。受診者を地域別に見ると、彦根市民の受診が約 3 千人程度と最も多く、次いで愛荘町や多賀町などからの受診が多く見られます。

<図 彦根休日急病診療所 利用数の推移／平成 24 年度（2012 年度）～平成 29 年度（2017 年度）>



資料：健康推進課

<表 彦根休日急病診療所 受診者数の内訳>

		平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
総受診者数		2,623	2,765	4,232	4,221	4,278	5,147
科目別	小児科	1,204	1,047	1,432	1,568	1,517	1,529
	内科	615	617	865	811	904	1,018
	外科	11	9	4	9	11	13
	その他	793	1,092	1,931	1,833	1,846	2,587
時間帯別	10～12 時	1,374	1,344	1,912	2,113	2,128	2,272
	12～15 時	525	645	961	831	891	1,119
	15～17 時	405	436	788	718	715	1,002
	17～19 時	319	340	571	559	544	754
地域別	彦根市	2,125	2,258	3,170	3,115	3,047	3,858
	豊郷町	81	71	161	174	186	186
	甲良町	76	68	132	123	129	194
	多賀町	99	112	194	186	215	195
	愛荘町	52	66	285	356	411	385
	県内(その他市町村)	99	87	130	140	158	186
	県外	91	103	160	127	132	143

資料：健康推進課

(5) 医療福祉推進に関する施設の利用状況

医療福祉推進に関する事業として、関係者による会合や研修等を定期的に行っており、くすのきセンターはそれらの拠点施設として利用されています。

＜表 医療福祉推進に関するくすのきセンターの利用状況／平成 29 年度(2017 年度)実績＞

事業	実施頻度・回数	場所
■地域包括支援センター業務		
地域包括管理者会議	年 6 回	【2 階】推進ルーム
地域包括保健師・看護師部会	月 1 回	【2 階】会議室 1
地域包括主任ケアマネ部会	月 1 回	【3 階】研修室
地域包括支援センター全体会	年 1 回	【3 階】会議室 1
地域包括支援センター運営協議会	年 2 回	【3 階】会議室 1
地域ケア会議	月 4～5 回	【2 階】推進ルーム、【3 階】研修室
地域ケア推進会議	年 2 回	【3 階】会議室 1
地域ケア会議推進研修	年 3 回	【3 階】会議室 1
介護支援専門員連絡会議	年 1 回	【1 階】健診室
■在宅医療介護連携事業		
チームケア研究会	年 6 回	【1 階】健診室
仕合せ検討会	年 4 回	【2 階】推進ルーム
■認知症関連事業		
認知症キャラバンメイト研修	年 6 回	【3 階】会議室 1
初期集中支援チーム員会議	月 1 回	【2 階】推進ルーム
サポーター養成講座等	年 5～6 回	【3 階】会議室 1
介護家族のつどい	月 2 回	【2 階】推進ルーム
介護家族のつどい（夏期講座）	年 1 回	【3 階】会議室 1
■介護予防事業		
介護予防運動指導員養成講座	年 6 回	【3 階】会議室 1
■任意事業		
配食会議	月 1 回	【2 階】会議室 1

資料：医療福祉推進課

(7) 入居団体等による利用状況

会議室、研修室等の諸室は、くすのきセンター内に入居している関係団体等の会議や研修等でも利用されており、特に、3階の会議室1、会議室2、研修室などがよく利用されています。

利用の内訳を見ると、医師会、介護保険事業者協議会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会など保健・医療分野の関連団体に利用されています。

<表 入居団体等による諸室の利用件数／平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)計>

利用団体	3階				1階	2階	総計
	会議室1	会議室2	会議室1・2	研修室	研修室等	医療福祉推進ルーム・栄養指導室等	
医師会	83	66		130			279
介護保険事業者協議会	84	30	1	74	1		190
歯科医師会	47	36		2			85
看護協会	48	21		6			75
彦根市立病院	19	12		26	3	3	63
薬剤師会	36			1	1		38
湖東健康福祉事務所	8			1	1	1	11
その他	19	1		18	1	19	58
総計	344	166	1	258	7	23	799

資料：健康推進課

3-5 施設の維持管理状況

(1) 維持管理業務

くすのきセンターの維持管理業務は、電気設備や機械設備の保守管理、施設内の清掃、警備保障など多岐に渡り、専門性も高いことから、多くは専門業者への委託を行っています。また、委託を行う上では、複数年に渡る長期継続契約（地方自治法 234 条の 3）とするなど、効率的・効果的な維持管理に努めています。

＜表 維持管理業務の委託状況＞

区分	業務内容
警備保障業務	機械警備による異常監視
清掃業務	施設内の日常清掃、定期清掃、植栽管理等
電気設備の保守管理業務	受電設備、自家発電設備の保守点検等
機械設備の保守管理業務	エレベーター、空調機器等の機械設備の保守点検等
消防設備点検業務	法令に基づく消防設備の点検等

(2) 維持管理に係る委託費の支払状況

くすのきセンターの維持管理に係る委託費は、年間あたり 600 万円から 700 万円の間で推移しています。内訳を見ると、清掃業務の委託費用が年間 400 万円から 500 万円程度となっており、最大の支出項目となっています。

＜表 施設管理等委託料の支払状況（単位：千円）＞

業務	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
機械警備	299	299	299
清掃	4,976	4,976	4,225
電気設備点検	243	243	220
鍵管理	233	233	233
ガスヒートポンプ保守点検	183	185	185
エレベーター保守点検	582	582	582
除雪	33	91	38
消防関係点検	167	127	127
空調機・全熱交換器点検	—	157	246
太陽光設備点検	—	—	97
計	6,716	6,893	6,253

資料：健康推進課

(3) 光熱水費の支払状況

くすのきセンターの光熱水費は、過去 3 か年の実績で見ると、年間あたり 360 万円から 390 万円程度となっています。内訳を見ると、電気代が最大の支出項目となっており、年間 300 万円前後となっています。次いで、ガス代が年間 50 万円前後、水道代は 25 万円前後となっています。

電気代とガス代は冷暖房の使用状況によって、料金が月ごとに変動しています。

<表 月別に見た光熱水費の推移（単位：円）>

年度・月		電気代	ガス代	水道代	合計
平成27年度 (2015年度)	4月	273,924	86,808	18,543	379,275
	5月	244,420	29,137	19,914	293,471
	6月	230,184	4,206	21,988	256,378
	7月	229,927	8,854	19,223	258,004
	8月	273,527	38,933	20,260	332,720
	9月	271,611	42,823	21,642	336,076
	10月	232,875	13,842	19,914	266,631
	11月	235,596	7,236	24,062	266,894
	12月	256,952	33,093	19,914	309,959
	1月	274,266	85,449	19,914	379,629
	2月	300,052	83,474	24,062	407,588
	3月	273,393	94,922	20,951	389,266
平成28年度 (2016年度)	4月	237,062	55,328	20,606	312,996
	5月	195,477	19,616	17,538	232,631
	6月	195,854	4,593	23,025	223,472
	7月	202,706	11,423	19,223	233,352
	8月	244,297	33,744	19,914	297,955
	9月	253,468	37,419	25,444	316,331
	10月	240,395	26,590	19,223	286,208
	11月	207,060	7,829	21,642	236,531
	12月	224,625	41,672	21,988	288,285
	1月	247,799	81,298	20,951	350,048
	2月	314,676	76,719	23,025	414,420
	3月	294,870	85,591	22,679	403,140
平成29年度 (2017年度)	4月	265,497	59,605	18,543	343,645
	5月	220,441	25,891	22,334	268,666
	6月	221,478	6,644	22,334	250,456
	7月	226,138	9,815	17,873	253,826
	8月	279,984	37,553	19,914	337,451
	9月	271,337	43,073	21,642	336,052
	10月	246,902	17,885	20,606	285,393
	11月	228,800	8,668	23,025	260,493
	12月	256,305	55,433	19,914	331,652
	1月	290,549	112,678	20,260	423,487
	2月	306,599	86,949	24,407	417,955
	3月	279,325	88,255	21,297	388,877
平成27年度 (2015年度)計		3,096,727	528,777	250,387	3,875,891
平成28年度 (2016年度)計		2,858,289	481,822	255,258	3,595,369
平成29年度 (2017年度)計		3,093,355	552,449	252,149	3,897,953

(4) 修繕等の実績

これまでに破損・不具合等への対応として、平成 27 年度（2015 年度）にトイレの詰まりによる洗浄作業、平成 28 年度（2016 年度）にはガラスひび割れに伴う修繕を実施しています。建設後間もない施設であるため、大きな修繕等は発生していません。

＜表 修繕等の実績＞

年度	修繕等の内容	金額	備考
平成 27 年度 (2015 年度)	トイレ詰まり洗浄作業	30,240 円	2 階多目的トイレ、女子トイレ
	トイレ詰まり洗浄作業	30,180 円	〃
平成 28 年度 (2016 年度)	3 階会議室 1 ガラス修繕	280,800 円	外気との温度差によりひび割れが発生

資料：健康推進課

(5) 施設の使用料、負担金の状況

くすのきセンターには保健・医療の関連団体が入居していますが、これらの団体は行政財産使用料及び光熱水費、警備費、清掃費の負担金として、毎年一定の額を負担することになっています。また、彦根休日急病診療所と彦根医療福祉推進センターについては愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との共同運営であることから、光熱水費、警備費、清掃費の負担金を、これら 4 町も負担することとなっています。

＜表 行政財産使用料、負担金の状況＞

■施設の使用に伴う行政財産使用料の負担状況

(単位：円)

施設の使用者	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
医師会	442,515	441,243	441,216
歯科医師会	172,688	172,192	172,182
薬剤師会	172,688	172,192	172,182
看護協会	86,344	86,096	86,091
介護保険事業者協議会	86,344	86,096	86,091
計	960,579	957,819	957,762

■光熱水費、警備費、清掃費に関する負担金の負担状況

(単位：円)

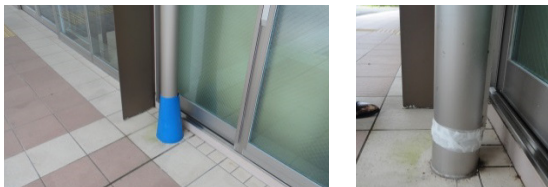
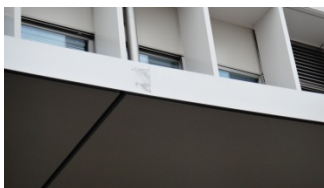
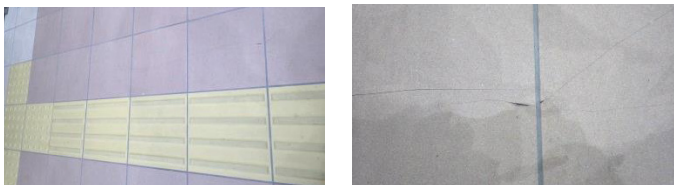
負担者	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
4 町負担金	1,233,069	1,193,374	1,118,577
医師会	310,454	309,482	301,698
歯科医師会	108,782	113,338	112,940
薬剤師会	143,338	138,210	128,802
看護協会	72,050	76,010	79,978
介護保険事業者協議会	72,050	76,010	79,978
休日急病診療所	411,350	396,290	373,161
自動販売機	30,649	18,416	20,074
計	2,381,742	2,321,130	2,215,208

資料：健康推進課

(6) 施設の劣化、不具合等の状況

くすのきセンターは平成 25 年（2013 年）の竣工であり、比較的新しい施設であることから、著しい劣化や不具合等はありませんが、一部に軽微な劣化等が確認されています。なお、建築物等の安全性や適法性を確保するため、建築基準法に定める定期調査・検査報告を、建物は 3 年ごと、設備は毎年実施することとなっており、建物については平成 31 年（2019 年）が実施年となっています。

＜表 施設の劣化、不具合等の状況＞

A. 敷地・地盤関係		
外溝タイルの一部に車の乗り上げによる破損あり。また、場所によってクラックあり。		
B. 外壁関係		
縦樋のうち 1 カ所に足元部分の接合不良があり、降雨時に雨水が漏れ出している。		
正面玄関の庇に検診車の接触痕あり。		
C. 屋上・屋根		
屋上の排水口の排水不良により、降雨状況によっては水がたまった状態となっている。		
D. 建物内部		
1 階エントランスホールのタイルの一部にクラックが生じている。		
1 階保健センター内スライディングウォールについて、レイアウト替えの頻度が高く、レールの作動不良の兆候がある。		

第4章 くすのきセンターの今後の方針

4-1 施設の評価

施設の現状を踏まえ、以下の複数の視点から施設を評価し、課題を整理した上で、今後の方針を示します。

【1】 施設の役割や必要性に関する評価

「彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例」では、くすのきセンターの設置目的を、「医療と福祉との一体的かつ有機的な連携により、地域住民の健康の保持および増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる社会の実現に資する」と定めています。

これらの目的のもとに、くすのきセンターは、保健センター、休日急病診療所、医療福祉推進センターの3つの役割を担っており、保健・医療分野での重要なサービス拠点となっています。

こうした中、高齢者数は今後さらなる増加が見込まれるなど、保健・医療サービスに対する市民のニーズは一層高まると想定されることから、くすのきセンターの役割はますます重要になると考えられます。

また、休日急病診療所や医療福祉推進センターについては、湖東圏域の1市4町が連携して広域行政による運営を行っていることから、今後も各市町の適正な分担のもと、サービスを維持していく必要があります。

【2】 施設の立地面に関する評価

くすのきセンターは彦根市立病院に隣接していることから、一次救急（初期救急）から二次救急（入院を要する救急医療）への転送など、医療面での連携が図りやすい立地条件にあります。また、福祉サービスの拠点である福祉センター（平田町）にも比較的近い位置にあることから、医療と福祉の連携においても有利な環境にあると言えます。

また、本市の人口が集積する地域はくすのきセンターより5km圏内に概ね含まれるほか、10km圏内には、市域の大半や湖東圏域の各町の人口集積地が含まれるなど、人口分布の面から見てもバランスのとれた立地条件にあります。

交通アクセスの面では、湖岸道路、くすのき通りによって各方面からのアクセスが確保されており、公共交通についてもJR南彦根駅からの路線バスが利用可能となっています。

一方で、災害リスクの観点で見ると、湖岸に近接していることから、くすのきセンターを含む周辺一帯は豪雨時の浸水が想定される地域となっており、これらの災害リスクに対して適切に対応していくことが求められます。

【3】 建物等の性能に関する評価

くすのきセンターは平成25年（2013年）竣工であり、新しい施設であることから、目立った劣化や不具合等はありません。また、ユニバーサルデザインに十分配慮した施設となっており、障害のある人や高齢者等をはじめ、誰もが安全・安心に利用することができます。

建物の構造は鉄骨造であり、構造躯体の耐用年数から見て、今後長期間に渡る活用が可能です。一方で、今後年数を経るにつれて劣化も進行することから、屋根・屋上、外装材などの部位ごとに定期的な修繕等を行うことで、経年劣化による躯体への影響を低減し、建物の長寿命化を図っていく必要があります。

設備に関しては、昇降機、空調機器などの機械設備があるほか、電気設備として太陽光発電設備が導入されており、一定の周期ごとに修繕や更新が必要となります。また、将来においては、エネルギーコストの削減や環境負荷の低減といった観点から、その時点に合った適切な設備機器への更新等も求められます。

駐車場については、計58台分のスペースが確保されていますが、集団検診等で利用が集中する際に一時的な不足が生じることがあり、対策が必要となっています。

【4】 施設の利活用状況に関する評価

1階については、保健センターと休日急病診療所の機能に区分されており、それぞれの機能の関連諸室で構成されています。休日急病診療所については、平日は稼働していない施設であるものの、医療施設としての特性上、多目的での利用が難しい面があります。一方の保健センター部分については、会議等に利用するなど可能な範囲で有効活用を行っています。

2階については、健康推進課、医療福祉推進課の執務室以外の部分（医療福祉推進ルーム、栄養指導室、医師等休憩室等）については、関係者の会合や各種講座等を開催する際に利用するスペースとなっています。

3階については、保健・医療の関連団体が入居する事務室が大きな割合を占めており、会議室についても頻繁に利用されています。

くすのきセンターは保健・医療に関する事業を行う施設であり、多目的利用や、不特定多数の市民等による利用は想定されていない施設ではありますが、部屋によっては稼働のない時間帯等もあることから、事業に支障のない範囲で施設の設置目的に資するために有効活用を図っていくことも考えられます。

【5】 施設の管理運営方法に関する評価

くすのきセンターの維持管理は、設備等の保守管理、清掃、警備保障など、業務が多岐に渡っており、専門性も高いことから、その多くは専門業者への委託を行っています。

効率的かつ効果的な運営の観点からは、指定管理者制度への移行といった方策も想定されますが、保健・医療に関する事業は民間事業者等が関与できる要素が少ないことから、指定管理による施設の包括的な管理運営は難しいと考えられます。

4-2 適正管理に向けた方針

方針 1

保健・医療のサービス拠点としての機能維持

- 本市および湖東圏域の保健・医療のサービス拠点として、保健センター、休日急病診療所、医療福祉推進センターの機能を今後とも維持し、市民等の健康の維持・増進や、安心して生活できる医療体制の確保、在宅医療福祉の充実等につなげます。
- 休日急病診療所における適正受診の啓発等により、一次救急の役割を強化し、二次救急病院との機能分化を進めます。
- くすのきセンターを拠点として、医療、福祉等の専門職種の連携を進め、地域医療の充実化を図ります。
- 災害発生時においても、保健・医療のサービス拠点としての機能が維持されるよう、関連計画等に基づいて適切な対策・行動をとります。

方針 2

建物・設備等の適正な維持管理

- 施設の日常的な維持管理については、職員による日常的な点検を通じて適正に実施します。
- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。
- 駐車場の利用集中に対しては、公共交通の利用を促し、適正な利用がなされるよう努めます。

方針 3

効率的かつ効果的な管理運営

- 施設に入居する関連団体や、湖東圏域の各町との適正な費用負担のもとで、管理運営を行います。
- 指定管理者制度への移行は想定しないものとし、専門性の高い維持管理業務については適宜、業務委託を行います。ただし、委託を行う上では、複数年に渡る長期継続契約とするなど、効率的かつ効果的な管理運営を行います。

方針 4

施設の有効利用

- 会議室等の諸室については、稼働状況を踏まえた上で、くすのきセンターで実施する事業への影響が出ない範囲で、医療と福祉との連携、地域住民の健康の保持増進に資するために有効活用を図ります。

第5章 施設の保全計画

5-1 施設の保全に関する基本的な考え方

(1) 劣化等対策の優先順位の考え方

建物については、今後実施する定期調査・検査報告の結果や、日常の保守点検等を通じて把握した劣化・不具合等の状況なども含めて、必要な対策を検討します。検討においては、修繕に関する緊急度や利用者の安全面、施設の利用状況等を勘案し、対策の優先順位を判断します。

設備については、定期調査・検査報告の結果を踏まえるとともに、経過年数や保守点検結果、故障した場合に及ぼす影響の大きさ等を考慮し優先順位を判断します。

(2) 使用目標年数の考え方

日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」によると、一般的な劣化作用を受ける条件下での構造体の計画供用期間は、短期（およそ30年）、標準（およそ65年）、長期（およそ100年）、超長期（およそ200年）の4つの級に区分されます。

くすのきセンターは鉄骨造の建物ですが、上記の計画供用期間の考え方と同様の取扱いとし、施設の使用目標年数は、標準供用級の65年に設定します。

＜表 使用目標年数の考え方＞

■日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」

計画供用期間の級	耐久設計基準強度 (N/mm ²) *1	計画供用期間 *2
短期供用級	18	およそ 30 年
標準供用級	24	およそ 65 年
長期供用級	30	およそ 100 年
超長期供用級	36	およそ 200 年

*1 耐久設計基準強度：構造体および部材の計画供用期間に応ずる耐久性を確保するために必要とするコンクリートの圧縮強度の基準値

*2 計画供用期間：建築物の計画時または設計時に、建築主または設計者が設定する建築物の予定供用期間

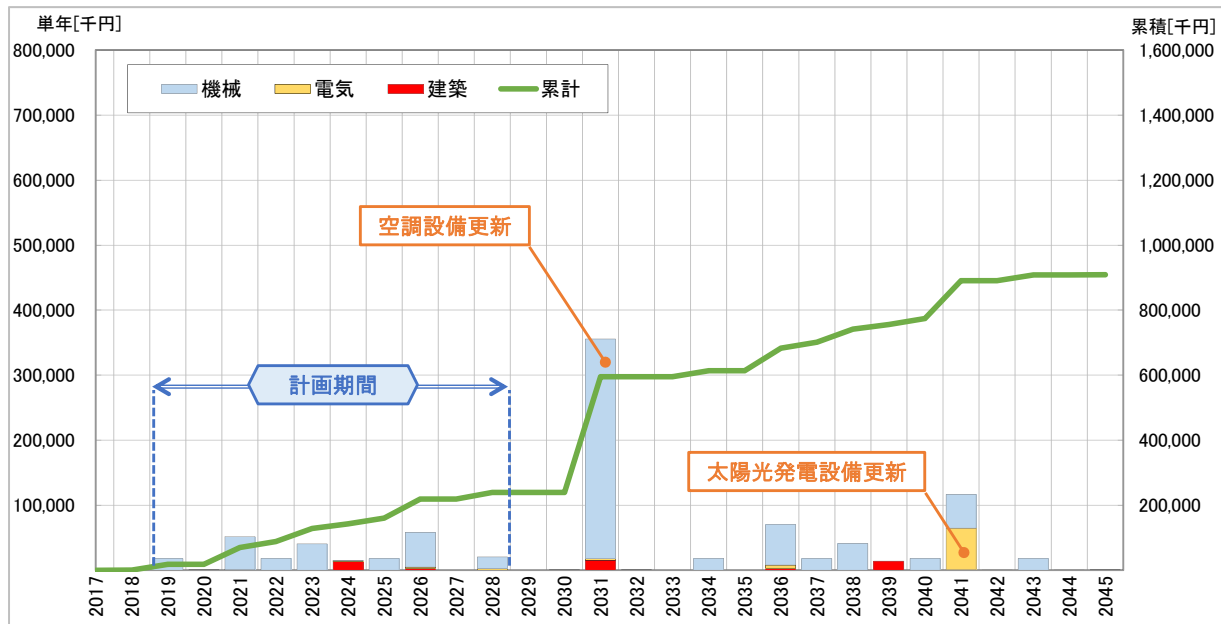
5-2 保全計画

(1) 長期保全計画

使用目標年数の期間において、建物や設備を適正に維持管理していくため、建築（屋根、外壁等）、電気設備、機械設備の部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。

長期的に見込まれる保全コストのうち、金額の大きなものとしては、空調設備の更新のほか、太陽光発電設備の更新があります。

<図表 長期保全計画>

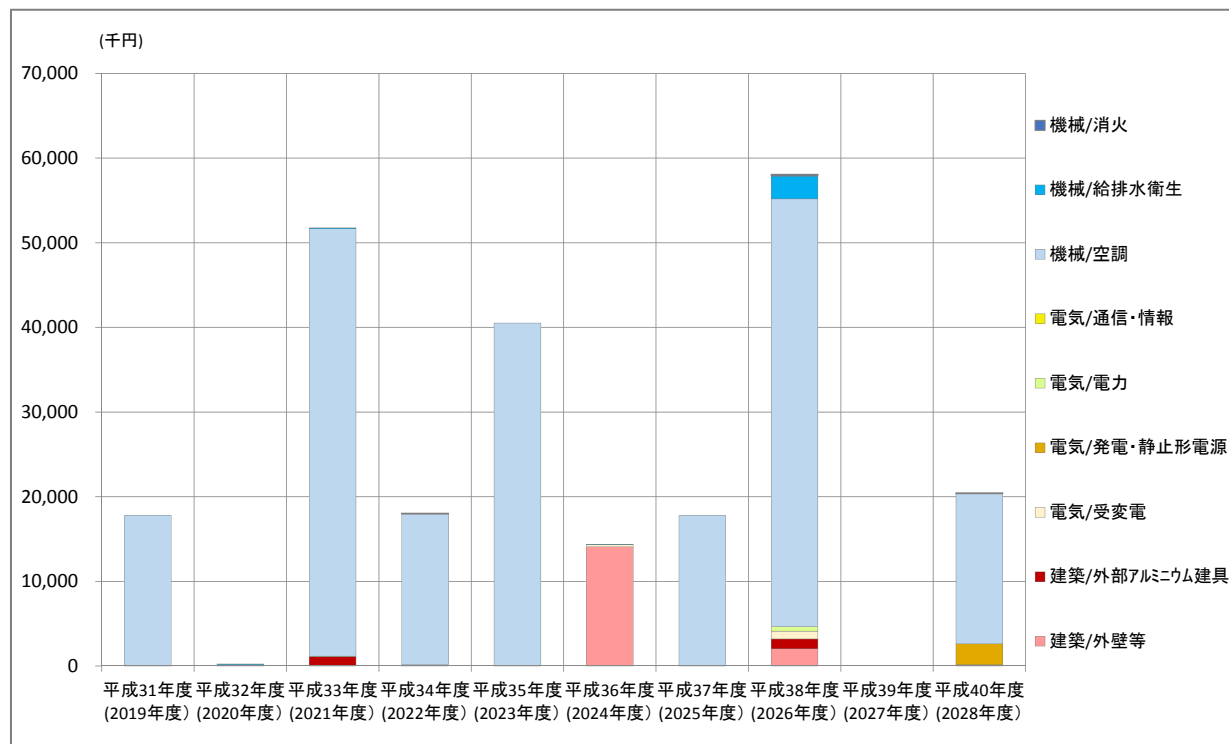


年度	建築		電気		機械		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2017								
2018			207	207			207	207
2019				207	17,759	17,759	17,759	17,965
2020			207	413	31	17,790	238	18,203
2021	1,152	1,152	26	439	50,591	68,381	51,769	69,971
2022		1,152	207	646	17,828	86,209	18,035	88,006
2023		1,152		646	40,517	126,726	40,517	128,523
2024	14,128	15,280	207	852	31	126,757	14,366	142,889
2025		15,280		852	17,759	144,515	17,759	160,647
2026	3,219	18,499	1,457	2,310	53,400	197,915	58,076	218,723
2027		18,499		2,310		197,915		218,723
2028		18,499	2,622	4,932	17,828	215,743	20,451	239,174
2029		18,499		4,932		215,743		239,174
2030		18,499	207	5,139	31	215,774	237	239,411
2031	15,280	33,778	2,708	7,847	337,625	553,399	355,613	595,024
2032		33,778	207	8,054		553,399	207	595,231
2033		33,778		8,054		553,399		595,231
2034		33,778	207	8,260	17,790	571,188	17,996	613,227
2035		33,778		8,260		571,188		613,227
2036	3,219	36,997	4,729	12,990	62,086	633,274	70,034	683,261
2037		36,997		12,990	17,759	651,033	17,759	701,020
2038		36,997	207	13,196	40,517	691,550	40,723	741,743
2039	14,128	51,125		13,196		691,550	14,128	755,872
2040		51,125	207	13,403	17,790	709,339	17,996	773,868
2041	1,152	52,277	63,700	77,103	51,576	760,915	116,428	890,295
2042		52,277		77,103	69	760,985	69	890,365
2043		52,277	207	77,310	17,759	778,744	17,965	908,330
2044		52,277		77,310	31	778,774	31	908,361
2045		52,277	207	77,516		778,774	207	908,568

(2) 短期保全計画（10 年間）

計画期間（10 年間）においては、部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。また、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

<図表 短期保全計画（10 年間）>



単位:千円										
項目	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)	平成40年度 (2028年度)
■ 建築										
外壁等	0	0	0	0	0	14,128	0	2,067	0	0
外部アルミニウム建具	0	0	1,152	0	0	0	0	1,152	0	0
小計	0	0	1,152	0	0	14,128	0	3,219	0	0
■ 電気設備										
受変電	0	207	0	207	0	207	0	911	0	207
発電・静止形電源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,416
電力	0	0	26	0	0	0	0	546	0	0
通信・情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	207	26	207	0	207	0	1,457	0	2,623
■ 機械設備										
空調	17,759	0	50,513	17,759	40,517	0	17,759	50,513	0	17,759
給排水衛生	0	31	78	0	0	31	0	2,713	0	0
消火	0	0	0	69	0	0	0	174	0	69
小計	17,759	31	50,591	17,828	40,517	31	17,759	53,400	0	17,828
建築・電気・機械 合計	17,759	238	51,769	18,035	40,517	14,366	17,759	58,076	0	20,451

